

中部支部規則

名称

第1条 この支部は、社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会中部支部と称する。

第2条 この支部の事務所は、中部支部の地域内に置く。

目的

第3条 この支部は、社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会（以下本部と称する）の目的達成のために必要な地域活動の推進をはかる。

事業

第4条 この支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

オペレーションズ・リサーチに関する研究会・講演会の開催、図書・文献の収集・保存、印刷物の作成配布、その他必要と認められる事業。

会員

第5条 この支部は原則として、次の地域に在住または勤務する会員（正会員、学生会員、賛助会員の代表者または代理者、名誉会員）をもって構成する。

愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、石川県、富山県、福井県

役員

第6条 この支部は次の役員を置くことができる。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

第7条 役員を選出は次の手続きによる。

- (1) 支部長、副支部長、運営委員、監事は支部総会において、会員の互選により定める。
- (2) 幹事は運営委員会の推薦に基づいて支部長が委嘱する。

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の推薦により補充することができる。

ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

支部顧問

第10条 支部顧問は、オペレーションズ・リサーチに関する学識経験者の中から運営委員会の推薦により支部長が委嘱する。支部顧問は支部の重要事項につき支部長の諮問に応じて意見を述べ、随時会議に出席することができる。

運営

第11条 支部長は、支部を代表し支部業務を総括し、支部会議を招集して、その議長の任にあたる。

第 12 条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の業務を代行する。

第 13 条 運営委員は運営委員会に出席し、第 19 条に定める事項を審議する。

第 14 条 監事は、支部の運営業務を監督する。

第 15 条 幹事は、支部長の指示の下に、支部総会で議決された事業計画、収支予算に基づいて支部業務を執行する。

第 16 条 支部は、本部の庶務、刊行物および会計に関する内規の適用を受ける。

会議

第 17 条 支部会議は支部総会、運営委員会および幹事会とする。

第 18 条 通常支部総会は年 1 回、会計年度終了後、支部長が招集する。また、運営委員会が必要と認めたととき、および支部会員の 1/5 以上が要請するときは、臨時支部総会を開催しなければならない。

支部総会は、支部会員の出席者をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 役員を選出
- (2) 運営方針、事業計画・予算、および事業報告・決算
- (3) 支部規約の変更
- (4) その他

第 19 条 運営委員会は、支部長、副支部長、運営委員、幹事をもって構成し、支部長の招集によって開催する。運営委員会は構成員の 1/2 以上の出席をもって成立するものとし、次の事項について審議する。

- (1) 総会提出議案
- (2) 支部幹事の提出する議題
- (3) その他

第 20 条 支部会議は、特に定める場合を除き出席者の過半数の意思によって決定する。

会計

第 21 条 支部は本部からの交付金をもってその経費にあてる。

第 22 条 支部の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末に終わる。

第 23 条 支部は毎年度末に事業ならびに収支報告書（本部にて定めた様式をもって）作成し、本部に提出する。

支部規約の変更

第 24 条 この支部規約は、支部総会で出席者の 2/3 以上の賛成を得、かつ本部理事会の承認を得て変更することができる。

附則

この支部規約は、昭和 49 年 3 月 1 日より執行する。

本規約は、昭和 57 年 4 月 12 日一部変更した。

本規約は、平成 10 年 3 月 14 日一部変更した。

本規約は、令和 3 年 4 月 8 日一部を改訂した。（表題、第 2、10、14、18、24 条）